

ひかくほう

News
Letter

第63号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

刑法学と比較法研究——極私的方法論遍歴

日本比較法研究所 所員 井田 良



私が大学院に進学して刑法学の研究を開始したのは1970年代後半のことである。その当時、論文を書くにあたり最初にすべきことは、自分が定めたテーマについてのドイツの文献を集めて読み込むことであった。それは研究の作法に属する当然のことであり、説明を要することではなかった。なぜドイツであり、フランスでも英米でもないのかと尋ねる人もいなかったし、その理由を考える必要もなかった。その頃の判例研究会では、報告者が当該判例の事実関係と判旨を紹介した上で、その検討に入ると、その主たる内容はドイツにおける事例解決との比較ということもしばしばあったと記憶している。当時の刑法解釈論の研究は、それほどまでにドイツ学説の研究と一体化していたのである。

もちろん、日本とドイツの学説を比較したときに、その背後に、単なる論理の問題ではない、法文化や国民性の違いといったものを感じることもあった。

しかし、それを指摘することは学術研究にふさわしくないという雰囲気さえあったように思う。当時の研究の中には、日本人の国民性の視角から解釈論を論じるものも見られたが、その評価は決して高いものではなかった。当時の実定法研究に組み込まれた外国法研究は、表面的なものであり、中途半端なものであったといえよう。

私が比較法のあり方について自覚的に考えることとなった切っ掛けは、1980年代のドイツ（ケルン大学）において、日独の刑法学（特に、犯罪論体系）の比較をテーマとする博士論文の執筆に取りかかったことである。ドイツの大学に研究論文として認めてもらうためには、日独の比較研究がドイツ側にとり学術的に意義があることをアピールしなければならない。論文の冒頭部分で、「何のための比較法か」という節を設けて、比較法の意義について論じることとした。その部分の執筆にあたり関連する文献を探して読んだが、最も感銘を受けたのは、有名な比較法学者であったラインシュタイン（Max Rheinstein）の『比較法入門』であった（Einführung in die Rechtsvergleichung, 2. Aufl. 1987）。ラインシュタインは、比較法を可能とするのは「問題そのものの共通性ないし類似性」であるとす。法のルールは問題解決のために存在している。国ごとに実定法の内容は違うが、直面する問題は共通または類似したものでありうる。その問題の解決のあり方を比較する「問題に関連づけられた機能的な（problembezogen-funktional）考察方法」が生産的であるという。こうした理解によると、比較法研究の中心的内容は、「共通・類似の問題についての解決方法の比較」ということになる。

私は、これにより目を開かれ、視野が一挙に広がったような気になった。一例を挙げたい。私が後に助手論文のテーマとしたのが「方法の錯誤」であった。犯人が被害者Aに対して殺意を抱き、目の前のAを狙ってピストルを撃ったところ、弾丸が外れて背後の通行人Bに当たり、Bを死亡させたというとき、Bとの関係でも殺人の故意が認められるか（それとも過失致死にすぎないのか）という問題である。思えば、このようなケースは日本だけで起こるというものではなく、世界中のどこでも発生することである。そればかり

か、いつの時代にもあったことなのである。殺すための手段は石であったり、弓矢であったり、手裏剣であったり、ピストルであったり、レーザー光線銃であったりするであろう。しかし、問題状況そのものは共通である。人々は、この共通の問題に対してそれぞれに妥当な解決を与えようとしていろいろな理屈を考え出し、それらを比較し、ある解決を捨て、ある解決をとり、そうして現代にまで伝えてきた。「立法者の3つの訂正の言葉で、数多の法律書が紙くずとなる」という言葉（ユリウス・フォン・キルヒマン）があるが、これも条文を出発点として法を捉える立場を前提としたものであろう。具体的問題ないし事例を出発点として法を考えると、まったく違った視界が広がる。条文が変わっても問題は変わらない。問題それ自体は、時代を越え、そして国境を越える。時代を遡り、国境を越えれば、そこには、無数の具体的事例や問題に対するさまざまな解決の仕方、いろいろな論拠・理由づけが宝の山のように蓄積されているのを見るであろう。

そればかりではない。ほどなく私は、事例から出発するトピックな（問題志向の）方法論は、単に比較法研究の方法論というばかりではなく、そもそも刑法解釈学の方法論そのものであることを学ぶに至ったのである。法律学の出発点は、現行法規規定や、何らかの理論体系ではなく、問題ないし事例である。関連する事例を集めてきてグループ化し、それらを解決する視点・基準を明らかにし、いくつかの視点や基準が得られたら、それらの相互関係をさらに問うていくという、演繹型ではなく、事例中心の帰納型の方法論こそが求めていた方法論であった。私にとってのそのルーツは、1950年代からフィーヴェク（Theodor Viehweg）が主張していたトピック論であった（その主著の翻訳として、植松秀雄訳『トピックと法律学』がある）。私はそれを、条文や理論体系より、当該の具体的なケースに対する議論の状況において、多くの人の「共通感覚」に訴える形で提出される実質的な論拠の優劣で結論を決めるべきだという考え方として理解したが、その主張は、1970年代から哲学の一大潮流となったディスクルス理論（アレクシーやハーバーマスら）によっても強力に支持されることになったと感じた。

しかし、私にとり決定的であったことは、刑法学の領域でこの方法論を見事に用いて大きな成果を上げた例がすでに存在していたことである。1963年に初版が出ているロクシン（Claus Roxin）の『正犯と行為支配』という大著がそれである（近く、1000頁の分量となった第11版が出版されるそうである）。それは、ロクシンが30歳の頃に書いた教授資格請求論文であり、画期的な研究として学界に大きな衝撃を与え、「戦後ドイツ刑法学が生んだ最も感嘆すべき業績の1つ」とも評された。正犯と共犯とを区別する基準を、複数の原理により多元的に説明するという独創的な新理論を展開し、いわゆる「行為支配説」がドイツの通説として確固たる地位を築くにあたって決定的な影響を及ぼした。ただ、その抗いがたい説得力を生み出す源となっているのは、事例から出発するトピックな方法論である。ロクシンはもちろんフィーヴェクを参照しているが、それを応用したというのではなく、天性のレトリック能力に適合した方法論として自らそれを発展させたというべきであろう。ロクシンの方法論はその後の刑法学研究に多大の影響を与えた。事例から出発するトピックな方法論はとりわけ刑法学の分野で生産的な方法論として花開くことになったのではないだろうか。

こうした方法論に立脚すると、条文がそうになっているから、これまでの判例がそうだから、日本の社会通念に一致しているから、日本人の国民性がそうだから等々というところに根拠が求められる解決は「弱い」解決にすぎない。国際的にも通用するような、普遍化可能な価値判断と論理に基づく解決はまさに「強い」解決であり、究極的にはそれを目ざされなければならないであろう。われわれの価値判断と論理を鍛えて、一般化・普遍化可能なものに高めることこそが必要となる。価値判断と論理の普遍化可能性という意味での合理性を高めることが学としての刑法学の存在理由というのが私の考え方になった。

事例から出発するトピックな方法論は、実務家の思考方法との間に多くの接点があること、したがって学説と実務の架橋にも役立つことに気づくのはもっとも後のことである。そうした方法論の有効性は、私も数年前から協力している、法務省の法整備支援のための仕事の中でも実感するに至ったが、そのことも含めて、ここではこれ以上、私の方法論遍歴について述べる紙幅の余裕がない。

このような遍歴を経て、私にとり刑法学は1つのものとなった。日本刑法の解釈論と立法論、外国法研究と比較法研究、刑法史と刑法学説史等々が学問領域として区分されるようなイメージは私にはない。そこには、ただ1つ、刑法の問題ないし事例とその解決のための視点と論理があるにすぎない。また、私の中には、日本刑法学とかドイツ刑法学とかも存在しない。ドイツ物理学や日本物理学が存在しないように、1つの刑法学しか存在しない。中大刑法学も、慶応刑法学も、東大刑法学も存在しないのである。だから、「日本比較法研究所」も、「日本」と「比較」を取っていただき、単なる「法の研究所」としていただきたいとさえ思っている（笑）。

(いだ まこと)

中央大学法曹会広報委員会の活動のご紹介

中央大学法曹会 事務局次長 高木 薫

私は、2021年6月から中央大学法曹会（以下「当会」といいます。）の事務局次長を拝命するとともに、当会の広報委員会を担当しています。簡単な自己紹介の後、広報委員会の活動について、ご紹介させて頂こうと思います。

1. 自己紹介

私は、1992年に入学し、1996年に卒業しました。在学中は、特に法曹になりたいという強い意欲もなく、授業にはほとんど出ずに動物園の近くの雀荘（お分かりの方も多と思います）で友達とマージャンに明け暮れていました。今思えばもっと真面目に勉強をしておけばよかったと激しく後悔しています。

就職活動は多少しましたが、絶対にこれをやりたいという業種が見つからず、そのような気持ちでは当然面接でも見抜かれてしまいますので、面接を受けた会社（昔のことで記憶があいまいですが、大手広告代理店や商社など）は全て落とされました。

卒業後ようやく、やはり、中央大学法学部を卒業したからには、法曹になりたいという気持ちが徐々に芽生え始めました。ただ、今思うと確たる目的意識もなく、いつか受かるだろうくらいの気持ちでした。自信過剰だったのかもしれませんが。そのような感じでしたので、丙案の優遇措置（1996年から2003年の試験まで導入されていた、初回受験から3年以内の受験者について論文式試験で特別枠を設けて一定数合格させるという制度）もあつという間に使い果たし、その後もアルバイトや契約社員をしながら受験勉強をしていました。最後の年は択一試験の半年前から仕事を辞めて受験勉強に専念し、やっと2003年に司法試験に合格することができました。曲がりなりにも約7年間も受験勉強をしていましたので、択一試験は、終了時間前に会場を退出するくらいになっていましたが、当時あった論文試験合格後の口述試験は、合格率が95%以上だったことから、受験者の中では受かって当たり前という風潮だったため、プレッシャーでめちゃくちゃ緊張したのを覚えています。もしかしたら今までの人生で一番緊張したかもしれません。

このように紆余曲折？（単なる努力不足です）を経て司法試験に合格した後、1年半の司法修習を終え、2005年の弁護士登録後、2013年に事務所を開設し現在に至っております。

事務所では、企業法務から一般民事、家事、刑事まで全般的に取り扱っています。しっかりした目標意識をもって真摯に司法試験に取り組んでいれば、もう少し早く合格したと思いますが、数年間の契約社員の経験など受験時代の様々な経験は、弁護士業務を行う上で貴重な財産になっています。そう思い込もうとしている節もありますが（笑）。

2. 広報委員会の活動

自己紹介が長くなってしまいましたが、本題の広報委員会の活動をご紹介いたします。

広報委員会の主な活動は、当会が発行している「中大法曹」という冊子と「中大法曹ニュース」というニューズレターの企画、編集及び当会のHP (<http://chuo-u-hoso.org/>) の更新です。「中大法曹」と「中大法曹ニュース」は、隔年で交互に発行しています。「中大法曹」は、当会の活動状況や中央大学出身の元裁判官の講演録などを掲載しています。「中大法曹ニュース」は、まさに、この「News Letter ひかくほう」のような感じなのですが、各地で活躍する会員からの活動報告などを掲載しています。

「中大法曹」は、1972年4月に初号が発行され、現在第30号まで発行されています。ここ10年位のは、6、70頁くらいなのですが、昔のものは200頁を超えるものが多く、読み応えがあります。初号から第30号まですべて所持している会員はほとんどいないことや、若手法曹にも昔の先輩方の想いや活動状況を知ってもらいたいと思い、本年4月に当会HPに「中大法曹」のバックナンバーを掲載いたしました。ただ、非常に残念なことに初号だけでも所持している会員が見つからず、欠番となっています。来年は、第31号が発行される予定ですが、これまでになかった試みとして、中央大学出身の某局のアナウンサーのインタビュー記事を掲載する予定です。

当会HPでは、「中大法曹」のバックナンバーの他、当会の総会や幹事会などの定例会の様子や、当会と行政書士白門会や社会保険労務士白門会など中央大学の各種OB組織との交流会の様子を写真付きで随時アップしておりますので、皆様も是非ご覧になって頂ければ嬉しいです。

3. 終わりに

「中大法曹」や当会HPの宣伝をしようと思っていたのですが、自己紹介が長くなりすぎてしまいました（苦笑）。お時間がある時で結構ですので、是非当会HPをのぞいて頂き当会のことをもっと知って頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。（たかき かおる）



ドイツにおける「弁護士社団法」の改革

——ワンストップの終着駅？

日本比較法研究所 客員研究所員 森 勇



1. ドイツ弁護士法と付き合い始めてからいつの間にかほぼ四半世紀が過ぎた。きっかけは、日本弁護士連合会編「21世紀弁護士論(2000年有斐閣)」への寄稿依頼であった。聞くところでは、「北欧法律事情(2017年中央大学出版部)」をいわ

ばその絶筆として西の方に旅立たれたスウェーデン法の権威故萩原金美先生の御推薦だったようである。

ドイツ弁護士法の現状を書けといわれてすぐ思いついたのが、故三ヶ月章先生他「各国弁護士制度の研究(1965年 有信堂)」に所収されている碩学故中野貞一郎先生の「ドイツの弁護士制度」であり、これを若干改定していけばすむ。そう気楽に考えていた根っからの極楽とんぼの目の前に現れたのは、かなり顔つきの異なるドイツ弁護士事情であった。冷や汗を流させたのは、まずは1994年のドイツ連邦弁護士法の大改正である。これをもたらしたのは1986年連邦憲法裁判所が下した決定である。奇しくもフランス革命の際のバスティーユ監獄襲撃事件の日7月14日に下されたことから「バスティーユ裁判」と呼ばれるこの決定は、「鉄壁を誇ったドイツ弁護士の世界を一撃で打ち壊した。」といわれるほどに、ドイツの弁護士を震撼させた。平たくいえば「ちゃぶ台返し」である。この決定は、法的にみれば、それまで弁護士の職業活動を実質的に統制してきた連邦弁護士会の制定にかかる「弁護士倫理綱要」の拘束力を一切否定したに止まる。しかしこの決定は、リーガル・マーケットが大きく変わっていく中、それに対応した法的枠組みの整備に目を向けようとしなかったドイツの弁護士界にとっては、一種「パンドラの箱」をこじ開けられたようなものであった。それ以降は、弁護士が法的問題処理機構の一員として負う社会的使命の確保とリーガル・マーケットからの新たなダイヤモンドのせめぎ合いが続くことになったが、そこでは連邦憲法裁判所そして弁護士裁判権の頂点にも立つ連邦通常裁判所が、基本的な

権である職業の自由(ドイツ基本法12条1項)と相当性(比例)原則を梃子に、弁護士の職業実践に対する規制撤廃の旗手として大きく関わってきたのであった。

もっとも、裁判権の頂点に立つ連邦裁判所が規制の堰を切り崩したからといって、すべてについて立法者がすぐに対応したかといえば、そうではない。弁護士職業法に関してみると、そもそも連邦弁護士法の制定、さらにバスティーユ裁判から制定以来の大改正といわれる1994年の改正までにも8年前後の時間を要したことをみれば、妙に納得がいく。弁護士内部の意見がまとまらなかったのが一つの主な原因である。今回の弁護士社団(業務共同体)法の改正にも同じことがあてはまる。そもそも1994年以降、弁護士に限らず広く税理士などの自由業従事者にはパートナー社団(Partnergengesellschaft)の設立が認められてきた。わが国の弁護士法人制度は法人格の点をのぞけばこれに近い。次に1998年には弁護士に限った資本会社として、弁護士有限会社制度がこれもまた裁判所に肩を押されて導入された。しかしその後、一方では弁護士会の認可を受けられる社団の範囲や業務を共同できる職業の範囲が裁判やEUの基本原則の一つである事務所設置の自由をつうじて拡大していくなか、立法者はやっとその重い腰を上げ、2021年の七夕に改正法(BGBI I S.2363)が成立した。その前夜については、2018年に本研究所の招聘で来日し、当時の弁護士社団の議論状況を紹介したケルン大学弁護士法研究所のDeckenbrock准教授の講演「ドイツおよびEUにおける弁護士社団法の近時の動向(比較法雑誌53巻2号107頁以下)」に詳しい。なお、立法者が動き出す前、ケルン大学弁護士法研究所ディレクター Henssler 教授が起草した「改正案(AnwBl Online 2018,565-603)」、それを受けたドイツ弁護士協会(Deutscher Anwaltverein)の草案そして、同時期に連邦弁護士会も改正案が発表されている。概観しただけだが、リベラルと保守の構図がうっすらと透けてみえる。

施行は2022年8月1日。施行が1年以上先なのはなぜ?ケルン大学弁護士法研究所のDeckenbrock准教授は、「弁護士法のコメンタール改訂に必要な時間」と笑っていたが、裏返せば今後の改正のイン

パクトの大きさを物語る。

2. 今次の改正は、弁護士団の枠組みの「刷新」でありそのリセットである。

改正法により刷新された連邦弁護士法はどのような弁護士団のスキームを書き上げたのか。なにせ政府法律草案は350頁、連邦議会法務委員会の報告書は74頁にもおよんでいて、その詳細どころか概要さえも与えられた紙面にはとても収まらない。打ち上げられたスローガンをケルン大学弁護士法研究所講 Kilian 教授の論考 (NJW 2021, 2385) と Deckenbrock 准教授の論考 (Der bertieb 2021, 2200/2270) からピックアップしてみることにしよう。

- (1)大前提は、何はともあれ社団形式の全面解禁である。ドイツ法や EU 法が認める社団形式に限らず、EU を構成する国の法形式をとる社団形式でもよい。もっともこれは今回の改正で認められることになった合名会社・合資会社そして有限合資会社 (GmbH&Co) をのぞけば、従来から EU 裁判所も一役買うかたちで、裁判を通じて認められてきたことである。ドイツでもイギリスの LLP がはやった時期があったようである。
- (2)したがって問題はまず、その社員資格である。ワンストップ・サービスの観点そしてまた分業の観点からしても、広いに越したことはないが、社員構成が弁護士職務の前提要件 (その独立性等々) を危うくすることがあってはならない。従前の規律では、法に深く関わる税理士等に限定されていた。これを打ち破ったのが連邦憲法裁判所である。医師・薬剤師との業務共同を認めないのは職業の自由を侵害する。何も弁護士事務所や医院や薬局をやろうというわけではない。医事・薬事案件に備えるためである。リベラル派は一気に、弁護士不認可事由である、「弁護士の職業と相容れない職業」たとえば双方代理が認められるブローカーに従事する者以外すべてについて門戸を開くことを提案したが、連邦弁護士会からストップがかかり、従前認められていた職業に加え、パートナー社団を設立できる自由職業従事者までとなった。もっともそれでもかなり広がる。ちなみに自由職業の定義はパートナー社団法1条2項に定められているが、ざっくりいうと、特別の資格あるいは才能をもとに、個人として、自己責任の下、専門に関しては独立して高度のサービスを提供する職業をさす。ただ、この場合には、特に「弁護士の職業とりわけ法的問題処理機構の独立の一機関というその地位にそぐわない」業務共同はこれを認めないとされている。政府草案によると、たとえ

ば部外者の指揮に服するような場合がその例である。

パブリックコメントでは問われていた ABS ないし (部分的な) 外部資本参加は、政府草案には取り込まれなかった。いうまでもなく ABS は資本調達が多様化、ドイツでは特に高額な Regal. Tech 投資をにらんだものと説明されたが、弁護士サイドの反対はかなり強かったようである。わが国でも ABS の話題は聞くが、弁護士の独立性、市民の信頼など弁護士の職責を支える基盤に立ち返った慎重な議論が必要である。

最後になってしまったが、これも従前議論や裁判例の俎上にあがっていた職業実践社団自体の社員資格が認められたことは指摘しておこう。ただ筆者の勉強不足。このようなホールディングス構造の需要がどこにあるのか (日本にもあるのか) は後日の課題としておこう。

- (3)これもすでに連邦憲法裁判所が一定範囲で違憲だとしていた、社団の持分と議決権の過半数は弁護士でなくてはならないとする規律が撤廃された。そうしなくとも弁護士の独立性は損なわれないというわけである。もちろん弁護士としての業務に必要な数は執行役についていなくてはならないとして、法律業務が弁護士以外の者によってなされないようにしているし、また、当然ではあるが、社員が特には指揮により所属弁護士の独立性を侵害してはならないことを明確化している。

様々な職業者が社員となるとすると、問題は弁護士以外の守秘義務など弁護士の職業上の義務確保である。改正法は、まずは弁護士に課せられるこれら義務を他の職業にたずさわる社団メンバーにも拡張する。もう一つは、社団自体も義務に服するとして、いわばその裏支えを削っている。ちなみに、義務違反への制裁金 (反則金) は、自然人の10倍である。義務主体とすることで、社団自身が義務確保の手立て、たとえばコンプライアンス・オフィサーの任命等を講じる義務へとつながることになる。ただ、entity-based-regulation の観点からは、まだ不自由分との声も聞かれる。かてて加えて、刑法の秘密漏示罪の対象者に弁護士社団の機関の構成員が加えられた。これにより非弁護士についても弁護士の職業上の義務確保が図られている。

- (4)現実には多数存在しているもののあまり顧みられていなかったのが、合同事務所 (Bürogemeinschaft)、つまり人的・物的施設を共同で用いるが、業務自体は各メンバーが独立し

ておこなう形態である。改正法はこのように定義するとともに、すべての職業従事者とこれができる」と規定する。ただし、弁護士の地位やその独立性に対する信頼を損なうなどの危険がある相手や弁護士にはその兼職が認められない職業は排除される。さらにこれに所属する弁護士は、弁護士の職業上の義務が合同事務所内で確保される処置をとることが求められている。

ひるがえってわが国をみても、弁護士間に限らず、司法書士や税理士などの職業とこの形態でその業務を行っている弁護士が増えているようである。ワンストップ・サービスの展開という意味では、歓迎すべきことではあるが、まったくの野放しはいかがなものかと思われる。業務共同を担う弁護士社団法の改革もさりながら、この合同事務所形態の法整備も急務ではなからうか。

(5)最後にうれしい(?)ことであるが、WTO加盟国である日本の弁護士法人も、一定の要件を満たす必要はあるが、ドイツで認可を受け支店を開設できる。ドイツでパートナー社団などを別に設立する必要はない。日本の弁護士だけだと、いわゆる外弁としてその業務内容は、日本法と国際関係法に限られるが、ドイツの弁護士を雇えば、パーフェクトに活動できる。ただし、職業上の義務確保の観点から、日本とは別のドイツだけの執行役を定めておかななくてはならない。日本の弁護士法人にドイツ進出をけしかけてみたい気がする。

3. 誤解を恐れず、新たな弁護士社団法の骨と皮だけをあげてみた。「よくわからん!」といわれるかもしれない。これから今次の改革をその経緯にさかのぼって探っていく予定である。この作業はわが国でも早急に勧めるべきインター・プロフェッショナルな業務共同の基盤整備の際に留意すべき点と業務共同の選択肢を提供してくれるはずである。「乞うご期待(?)」なお、今次の改正法には、わが国でも近時問題となった、移籍にともなう共同事務所の利益相反問題に(一応の)決着をつけるなど重要な他の事項も含まれていることも指摘しておこう。さらには昨年12月のケルン大学弁護士法研究所のウェビナーのサブタイトル「それでもまだ改革は必要」が示すように、弁護士を取り巻く環境の変化は、さらなる改革を立法者にうながしている。

末期高齢者の仲間入りが近づいている筆者の脚力でこれらを踏破しきれるか。自身でも少し心許ない感もあるが、もうしばらくは膝をさすりながら歩んで行くこととしよう。

(もり いさむ)

(6) ひかくほう

新任所員紹介

新たに2名の先生方を所員にお迎え致しました。



小坂田 裕子(おさかだ ゆうこ)
博士(人間・環境学)(京都大学)。中京大学法学部教授を経て2022年4月より法務研究科教授。専門は国際法、国際人権法。



原 恵美(はら めぐみ)
学習院大学法科大学院教授を経て2022年4月より法務研究科教授。専門は民法、信託法。

所員会の開催について

2022年6月17日(金)に第30期第2回所員会がWeb会議にて開催されました。2022年度の所員人事や、外国人研究者の受け入れ等について審議されました。また、今年度の研究所予算や、叢書刊行計画等について報告されました。

最近の講演会

▽Prof. Dr. Prof. h. c. Arndt Sinn (アルントウ・ジン 教授) オスナブリュック大学法学部



2022年6月16日(木)

「ウクライナ侵攻を契機とするロシアへの経済制裁をめぐる法的諸問題 —凍結・押収・差押え・没収—オリガルヒに対する制裁の貫徹: 法治国家にとっての一大難問」

編集後記

私事で恐縮ですが、法学部の英米法の講義で、英米の法律家はカズイステイシュにもの考えるが、ここがドイツや日本の法律家とは異なると述べてきましたが、井田所員の論考を拝読し、概論とはいえ単純にすぎたと反省しました。あらためてフランス比較立法協会の「法律は多様だが、普遍的な好奇心をもってすれば、法は1つ」という標語を思い出しました。高木弁護士の中大法曹会の話も、森所員のドイツ弁護士法の議論も、「中大」や「ドイツ」をこえた文脈で読むこともできそうです。ご寄稿いただいた先生方に感謝いたします。(北井記)